

&lt; 凡例 &gt; 対象区分 A: H19年度着手 B: H20年以降着手

	案件名(課題解決型)	推進体制	対象期間	内容(必要性・現状・問題点など)	備考
01	文化団体の部会への参加	既存体制	A	地区の文化の振興の視点より、文化団体連絡会など、コミュニティに参加する。	地区文化祭などへの運営参加
02	学校施設活用 (基本構想)	独自体制	A	まちづくりの拠点として、空き学校施設を活用するための基本構想を策定する。	* 住民意識を反映させたまちづくりの第1歩
03	社会教育組織活性化	独自体制	A	青少年育成、生涯学習など社会教育面の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携して実効性のある事業活動の展開につなぐ。	青少年育成に関係する諸団体が推進チーム結成して取り組む
04	評価委員会の新設(試行)	まちづくり委員会	A	事業活動単位の「点検・評価」を通じて、住民意識を反映させた事業活動を進める。	代表的な行事で試行して「仕組み」そのものを事前に評価する。
05	役員会マニュアルの作成 協議会役員の責任と権限	まちづくり委員会	A	まちづくり交付金の「予算編成」や用途の適正化を図る協議会役員の実務面での責任と権限を明文化して、ルールに基づき、協議会の組織運営を行う。	役員の引継ぎなども利用する。
06	各部会マニュアルの作成 各部会の機能と各部会長	まちづくり委員会	A	各部会の実務面での目的や役割(対各種団体)及び、正副部会長の責任と権限を明文化して、ルールに基づき、部会の組織運営を行う。現行、各年度の部会運営や部会長の活動が個人の判断に委ねられている。(属人的な組織運営)	部会長の引継ぎなども利用する。
07	定例行事や活動内容の見直し	独自体制		高齢化の進展や、住民満足度の視点より、事業活動の見直し改善や、事業活動のスリム化を図る。 文化・体育事業は参加団体に運営主体を移す など	住民ニーズの高い事業活動にヒト・モノ・カネを集中させる
08	各種団体の再編強化	独自体制		組織のスリム化や住民ニーズの向上の視点 地区自治公民館、青少年関係団体 他	
09	町内会の再編及び、町内会長 や組長の任期と人選方法の見直し	独自体制		町内会活動の維持改善の視点より、所帯数の適正規模などを勘案して、町内会を再編する。地域社会の高齢化に伴う対策、「輪番制」の見直しなどを行う。	ガイドライン的なもの

	案件名(課題解決型)	推進体制	対象期間	内容(必要性・現状・問題点など)	備考
10	まちづくり委員会の事業推進体制	まちづくり委員会	A	まちづくり委員会の事業活動の進め方などを含む指針	人材確保や案件毎に作業部会の設置など
11	コミュニティ運営協議会の組織体制の改定(組織図)	まちづくり委員会	A	課題解決型案件など対応した組織体制の改定	
12					
13	個別案件の取り組み (構想案づくり)	独自体制		(1)まず基本構想を策定し、必要性、実現性を評価する。 (2)実行計画の策定 対象案件例 住民ニーズの高い案件をピックアップ 空き家・遊休地活用 生活環境改善 安心・安全のまちづくり 子育て環境改善 ボランティア活動推進 健康長寿推進 高齢者自立支援 終の住みか コミュニティビジネス推進 ゴミ減量 など	事業化は、住民、NPO、企業、行政など、実現性、経済性、期待効果などより選択する。

個別案件一覧の「推進体制」欄の区分は、以下の通り。

「独自体制」は、第1ステップとして「基本構想」を策定するために、必要な人材を募り“作業部会”を新設して、個々の作業部会で自己完結的に推進する案件

「まちづくり委員会」は、“まちづくり委員”が直接対応する案件

「既存体制」は、まちづくり委員会以外の“役員会、部会、各種団体”など対応する案件